

令和6年度事業計画書

1. スポーツ安全保険等の普及

(1) 普及促進

コロナ5類移行によるスポーツ等活動環境の全面回復に伴い、活動の一層の活発化が想定されることから、様々な活動に対してきめ細かな取組を通じた普及促進を図り、スポーツ安全保険の加入者数をコロナ前の水準に近づけることを目指す。なお、取組には、業務委託契約を締結している各県のスポーツ協会による活動も含む。

① 中学校部活動地域連携・移行における普及活動

改革推進期間2年目に入り、各地域における地域連携・移行が着実に進捗することが想定されることから、スポーツ庁実証事業実施団体での保険加入徹底や各自治体のガイドラインへの反映等を通じて、普及拡大を図っていく。

② 学童保育における普及活動

放課後児童クラブ等への利用登録者増加・受け皿の拡大が継続することが想定されることから、補償の重要性を安全対策支援とともに訴求し、普及拡大を図っていく。

③ その他分野別の普及活動

以下の分野について、各分野の活動形態や保険加入の実態等を踏まえ、団体の実態・ニーズに即した取組をスポーツ活動等の普及振興事業や安全指導・事故防止事業とも連動の上、行っていく。

- ・大学クラブ・サークル活動における普及活動
- ・体育・運動施設利用者に対する普及活動
- ・文化活動団体に対する普及活動
- ・アーバンスポーツ競技団体に対する普及活動 等

④ 公益財団法人日本スポーツ協会との連携による普及促進

公益財団法人日本スポーツ協会加盟の各団体(中央競技団体等)の協力を得て、関係団体の加入促進を図る。

(2) 契約締結、加入者対応

① 契約締結、加入者対応

令和6年度スポーツ安全保険およびスポーツ・文化法人責任保険の保険契約を引受損害保険会社(8社)と締結する。(令和6年4月1日締結)

② コンタクトセンターにおける加入者対応

令和5年度に引き続き、全国の団体からの補償内容や加入手続きに関する照会対応をコンタクトセンターにて一元的に行う。また更なる利用者利便に資する業務品質の向上と、運営上得られたノウハウやデジタル技術を活用した業務・規模の効率化を図っていく。

③ 特例措置団体への対応の終了

令和5年度以降も自治体の会計規則等によりWeb加入ができない自治体関連団体については特例措置として本部受付での紙加入を受け付けていたが、Web移行への環境が整備されてきていることから、特例措置を令和6年度末にて終了し、令和7年度以降は完全Web移行を実現する。

2. スポーツ等活動の安全指導及び事故防止に係る事業

(1) 安全・事故防止に関するコンテンツの制作と有識者ネットワークの構築

Web統合に伴いデジタル化された加入データおよび事故データの分析と、これまで蓄積されてきた安全・事故防止に関するナレッジ等を整理・体系化した上で、有識者の助言を得ながら、モバイル環境での利用を念頭にコンテンツの制作、提供を進めていく。

同時に各分野の有識者とのネットワークを構築・充実し、ナレッジの深化とデータ・コンテンツの拡大・向上に活用していく。

(2) 専用アプリの開発・リリース

安全指導・事故防止をはじめとする多様なコンテンツを加入者一人ひとりがモバイル環境にて利用でき、併せて加入者利便に資する情報や機能を提供する手段として、本会専用アプリ(仮称:Spo-An アプリ)を開発・リリースし、ホームページ、SNSとの連動を図りながら幅広く利用を呼び掛ける。

(3) 「第7回ジュニアスポーツフォーラム」の開催

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団及び日本スポーツ法学会と共催で、今後のジュニアスポーツ及び生涯スポーツの推進、ジュニア期のスポーツとその指導者の在り方等について、フォーラムを開催する。

(4) 総合型地域スポーツクラブ連携支援事業

中学校部活動の地域連携・移行の加速に向けて、生徒や指導者が安心・安全な活動ができる環境を整備することを目的に、公益財団法人日本スポーツ協会 SC 全国ネットワークと連携した取り組みを引き続き行っていく。

3. スポーツ活動等に対する普及振興事業

(1) 「生涯スポーツ・体力づくり全国会議2025」の開催

生涯スポーツの振興を図るため、「生涯スポーツ・体力づくり全国会議2025」を、スポーツ庁、公益財団法人日本スポーツ協会等と共催で開催する。

(2) スポーツ活動等普及奨励助成

スポーツ活動及び社会教育活動の普及奨励を図るため、スポーツ・文化・社会教育関係団体、地方公共団体及び大学が実施するスポーツ活動、文化活動、社会教育活動及び中学校等の放課後活動の振興に資する事業を対象とした「スポーツ活動等普及奨励助成事業」を公募し、その事業費の一部を助成する。